

# 公害防止管理者を選任すべき工場の種別

## 1. 条例規則 別表第9 (第48条関係)

工場の区分	公害防止管理者の区分
条例別表第8に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの(従業員10人以上のものに限る。)並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場	東京都第一種公害防止管理者
(1) 非鉄金属第1次精錬精製業 (2) 鉛再精製又は亜鉛第2次精錬業 (3) 伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業 (4) 鋳鋼、鋳鉄鑄物、可鍛鑄鉄若しくは非鉄金属鑄物製造業又は製鋼業 (5) 有機質飼料又は肥料製造業 (6) 建設機械又は鉱山機械製造業 (7) 運送用車両又は運送用車両部品製造業 (8) 鋼船製造又は修理業 (9) トラクター製造業 (10) 亜鉛鉄板製造業 (11) 石けん又は合成洗剤製造業 (12) 合板製造又は薬品による木材処理業 (13) プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発砲製品製造業 (14) セメント製造業 (15) 舗装材料製造業 (16) 合金鉄又は電気炉鋳造業 (17) 鍛工品製造業 (18) 圧縮ガス又は液化ガス製造業 (19) 界面活性剤製造業 (20) ソルダー製造業 (21) メタン誘導品製造業 (22) 医薬品又は農薬製造業 (23) 産業用火薬類製造業 (24) 染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業 (25) 表面処理鋼材製造業 (26) コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業	
条例別表第8に掲げる工場前で前項各号に規定するもの以外のもの	東京都第一種又は第二種公害防止管理者

## 2. 条例 別表第8 (第78条、第86条関係)

(1)	金属の精錬又は無期化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、燃結炉若しくは煨(か)燃炉で、原材料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
(2)	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
(3)	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
(4)	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
(5)	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
(6)	レディミクスコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
(7)	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋌(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
(8)	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
(9)	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの